

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。
- ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
- イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- (4)の2 避難上の障害とならない場所で使用すること。
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。
- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
- (13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
- 2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、液体燃料を使用する移動式ストーブ、移動式こんろ等の器具に対する取扱いについて規定したものであり、火気器具の規制に関する基本的な規定であることから、第19条から第22条までに規定している器具については本条を準用している。(準用の概要については、表14「第18条の準用」を参照されたい。)

2 第1項第1号は、設備を規定している第3条第1項第1号と同様、器具の火災予防上安全な距離を規定している。

「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合」とは、第3条第1項第1号に規定している「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が・・・その他主要な部分を不燃材料で造ったものである場合をいう。」の規定が本条に適用されるので留意する必要がある。

また、イの「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」も同様に同号イの「平成14年消防庁告示第1号」が適用される。

3 第1項第2号は、移動式ストーブ、移動式こんろ等が火源となり、可燃性のガス又は蒸気に引火することを防止するための規定である。

この規定の趣旨に基づいて、移動式ストーブ等の使用中に引火するおそれのある可燃性のガス又は蒸気を出す物品を取り扱うことは避けるべきである。

4 第1項第3号は、平常時のみではなく、地震が発生した場合の可燃物の落下をも含めた規制であり、振動により、容易に可燃物が落下するおそれがある場所も当然避けなければならない。

5 第1項第4号は、地震動などによる火気器具の転倒又は落下を防止するためのものであるが、その他火気使用器具を傾斜させて使用することにより異常燃焼する場合もあるので注意すること。

6 第1項第4号の2は、特に簡単に移動できる燃焼器具であるため、避難の障害となる場所で使用される可能性が大きいことから定められたものである。

7 第1項第5号は、移動式ストーブ等の使用に際し、下部への伝熱等による火災発生の危険を排除しようとする規定である。木造の床上、畳上等で使用するときは、火災発生の危険を排除することのできる不燃性の台の上で使用しなければならない。

8 第1項第6号は、火災原因の実態からみれば、故障、破損のままの使用が相當に多いので特に明記したものである。

9 第1項第7号は、使用の目的を誤って使用したために発生する火災を防止するためのもので、暖房の用途であるべき移動式ストーブ等を衣類の乾燥用として使用する場合などがこれに当たり、火災危険に結びつくものである。

10 第1項第8号は、本来予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止し、その安全性を確保する規定である。灯油を使用することを前提とした石油こんろやストーブにガソリンを使用することは、本号の規定に抵触する。

Ⅰ 1 第1項第9号は、火災予防の第一歩というべき基本的事項であるが、とかく忘れがちであり、器具が正常であっても火災発生の危険を生じさせる結果になるので、特に規定することとしたものである。

また、万一火災発生の際は、初期消火に支障をきたし、火災の拡大を速やかにする等の支障を生じることからも、厳に注意を要するものである。

Ⅰ 2 第1項第9号の2は、多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合の消火器（業務用）の準備について規定したものである。

「多数の者の集合する催し」とは、屋内外を問わず、一時的に一定の場所に「相互に面識の無い多数の者」が集合することにより混雑が生じ、火災となった場合の危険性が高まる催しをいうものである。ただし、集合する者の範囲が個人的つながりに留まるもの（近親者によるバーベキュー、幼稚園、小中学校において父母等が主催する催しなど、相互に面識がある者に限定される催しをいう。）は、これに該当しない。

Ⅰ 3 第1項第11号は、使用中に器具を移動させ、又は液体燃料を補給することを禁止したものである。

特に、燃料の補給に際しては、漏油が移動式のストーブ等自体の熱で蒸発し、燃焼中の炎等によって引火して火災となるおそれがあることから、燃料の補給にあたっては、一旦火を消し、消火を確認してから行わなければならない。本号の違反による火災が多いことからも、特に注意を要する。

Ⅰ 4 第1項第12号は、液体燃料が床、畳等の上に漏出すると、浸透拡大して出火した際、大きな炎となるので、皿を設けることを規定したものである。

なお、皿の上の漏油は、前号の規定の趣旨からも、常に拭き取っておくことが必要である。

Ⅰ 5 第1項第13号は、点検及び整備は器具の機能等について熟知した者に行わせることとしたものであり、必要な知識及び技能を有する者としては、施行規程第6条第1項に規定する一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者が適当であると考えられる（第3条の【解釈及び運用】23の解説を参照）。

Ⅰ 6 第2項は、移動式のストーブにあっては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものである。

なお、対震自動消火装置の設置の義務付けは、J I S S 2019（石油ストーブ）に基づくものである。

対震自動消火装置の付いた機器は、一定規模以上の地震動を感じて自動的に消火するもので

あり、JISでは、その構造と性能を次のように規定している。

- ・ 日常生活で起こる振動により、その都度作動していたのでは、使用上好ましくないので、100ガルで作動しない旨の下限を規定している。
- ・ 地震の大きさによっては、人為的に消火操作ができないことがあるので、200ガル（又は170ガル）で消火することとしている。これは震度階級のほぼ震度5弱に相当し、震度5弱で必ず作動するかどうかについては、地盤、建物の構造、使用場所等により、その使用している機器が受ける振動加速度が違うので作動しない場合があり得る。

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置きごたつにあっては、火入れ容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、固体燃料（木炭、たんぽ等）を使用する火鉢、置きごたつのほか、練炭こんろ、七厘、バーベキューこんろ等の器具について規制したものである。
- 2 第1項第1号は、火鉢について底面過熱による火災の発生を防止するために規制している。遮熱空間や砂等の厚さについては特に規定していないが、火鉢の直下の床、畳又は台が手を触れても熱く感じない程度の空間や砂、灰等を目安とすべきである。
- 3 第1項第2号は、固体燃料を使用する置きごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するための規定である。
- 4 第2項は、液体燃料を使用する器具と同様の取扱上の基準について、前条の基準の一部を準用する旨を定めている（表1-4参照）。

(气体燃料を使用する器具)

第20条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適當な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、气体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

【解釈及び運用】

1 本条は、都市ガス、プロパンガス等の气体燃料を使用する器具の規定である。

2 第1項は、ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生じるおそれがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため、「器具に応じた適當な長さ」としたものである。

3 第2項は、液体燃料を使用する器具と同様の取扱上の基準として、第18条第1項の基準の一部を準用する旨を定めている（表14参照）。

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- (2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱い基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

【解釈及び運用】

1 本条は、電気を熱源とする器具の取扱いについて規定するもので、シーズ、ハロゲン、PTC (Positive Temperature Coefficient。正特性係数) 等の各種ヒーター類のほか、電磁誘導加熱等も含み、交流・直流を問わない。

2 第1項第1号は、極めて一般的なことではあるが、電源の切り忘れ、又は電源を切ったつもりが切れていたいなかった、配線の劣化等による出火例が多いため規定したものである。

また、観賞魚や工事現場等で使用する投げ込みヒーターからの出火、コンセント部分にほこり等が堆積して発生するトラッキング現象による出火、電気こんろを暖房として使用することによる出火、タコ足配線等により出火に至る例も多いので、注意する必要がある。

3 第1項第2号は、温度制御装置、過熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別規格品等の特性の異なる部品等と取り替えてはならないと規定したものである。

実際の例としては、電気こたつの温度制御装置を素人が改造し過熱出火した例、温度ヒューズの代わりに電流ヒューズや銅線を接続し、過熱防止できず、出火した例があるので注意する必要がある。

4 第2項は、電気を熱源とする器具の取扱いの基準を定めたものである。

「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具」とは、電気あんか、電気毛布、電気足温器、電気カーペットなどをいい、これらは、ふとん、毛布などの可燃物が直接触れて使用するものである。

これらは、他の器具が第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用するのと異なり、使用目的からして同項第2号及び第5号から第7号までの規定を準用している(表14参照)。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準について
は、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

【解釈及び運用】

本条は、いわゆる火消つぼについて規制したものであり、「火消つぼ」とは、本来密閉することにより、空気の供給を断ち火を消す器具であるから、故障、破損したものでは、その目的を達することができないばかりか、かえって火災危険が生じる。

また、ある程度の温度上昇は生じるので、可燃物から安全な距離をとること及び可燃性のガス等に対し、引火源となることを避けることが必要である。したがって、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用している（表14参照）。

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防署長が当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、設備と器具と異なってはいるが、第17条の3と同様の趣旨の規定である。